

公的金融システムの国際比較分析 (Ⅱ)

—金融グローバル化の影響：フランス・
ドイツ・アメリカの中小企業金融公的金融の変化—

村 本 孜

<目 次>

0. はじめに
1. EU の公的金融に関する規制 —EC 条約と関連指令—
 - 1) EU 競争法の考え方
 - 2) EC 条約 (第 87・88 条)
 - 3) 関連する EC 委員会指令
2. フランスの公的金融
 - 1) フランスの国有銀行の民営化
 - 2) 政策金融機関の民営化等
 - 3) 中小企業開発銀行 (BDPME) —中小企業向け公的金融—
〔中小企業公的金融機関の整備〕
〔SOFARIS〕
 - 4) 中小企業公的金融の考え方
3. ドイツの公的金融—中小企業金融を中心に—
 - 1) ドイツの公的金融
 - 2) 中小企業向け公的金融機関
〔KfW (ドイツ復興銀行)〕
〔DtA (ドイツ調整銀行)〕
 - 3) 保証銀行
 - 4) 州の投資銀行 (以上、前号)
4. アメリカの公的中小企業金融
 - 1) SBA プログラム
 - 2) 1990 年頃の状況
 - 3) 今回調査 (2002 年 8 月) の状況

- 4) Secondary Market Program
 - 5) 州レベルでの公的金融
5. 結びに代えて
〔参考文献〕

4. アメリカの公的中小企業金融

1) SBA プログラム

アメリカの中小企業向け公的金融は、縮小トレンドの歴史であった。中小企業に対する政策金融としては、連邦レベルの SBA (中小企業庁) 融資が行なわれてきたが、直接融資プログラムは延滞率が高い等の理由から 1982 年にはほとんど廃止され (マイノリティ事業者・退役軍人事業者等特定のもののみがその後残存していた)、民間融資の保証プログラムのみとなった。

その後、1990 年連邦信用改革法を受けて、92 年以降 SBA プログラムの予算を現在価値で評価するモデル Subsidy Weight Model が導入され、直接融資は災害対策融資を除き撤廃された。その理由は直接融資のコストが保証に比べて非常に高いことであった。

2002 年現在、SBA のプログラムは、

- ・信用保証事業 (7 (a) ローンギャランティ・プログラム。Small Business Act of 1958, Section 7 (a))
- ・マイクロローン (7 (m) ローンプログラム。地域開発公社など非営利機関経由の間接融資。一部直接融資あり)
- ・504 ローン・プログラム (非営利機関 (CDCs) との協調融資)
- ・SBIC による投融資

といったものである (表 6)。アメリカの中小企業金融の貸出残高は、2001 年 6 月に約 7,000 億ドルで、うち商業銀行貸出は 4,500 億ドルであり、SBA ローンプログラムは 2002 年 7 月に 360 億ドルである (総貸出の 5.1%。7 (a) プログラムは、250 億ドルで 3.6% (FRB [2002] p. 61)。もっとも SNA ベー

公的金融システムの国際比較分析 (II)

表6 SBA プログラム (2001年3月末。藪下・武士俣 [2002] p. 250)

プログラム	内容・条件
7 (a) Loan Guaranty	民間金融機関が行う中小企業向け融資を保証する。 融資対象：SBA が業種ごとに定める規模基準を満たす企業 保証限度額：原則として100万ドル 保証率：15万ドル以下の融資は85%以内 ：15万ドル超の融資は75%以内 保証期間：運転資金は原則として7年以内，設備資金は25年以内 保証料：保証額の小さい順に2%，3%，3.5%の3段階がある。 手数料：年間で保証残高の0.5% 貸出利率：金融機関との交渉によるが，SBA が定める上限の範囲内。たとえば，固定金利で5万ドル以上，7年以上の融資はプライムレート+2.75%以内
Specialized 7 (a)	民間金融機関が行う中小企業向け融資を信用保証するもので，一般の7(a)プログラムよりも条件や手続きを優遇したもの。
Low Documentation Loan (SBA Low Doc)	一般の7(a)プログラムよりも小規模な企業を対象とする。簡略な1枚の書類により申込みが可能で，申込みから36時間以内に審査が終了する。 融資対象：従業員数100人以下で過去3年間の売上高の平均が500万ドル以下の企業 融資限度額：15万ドル その他の条件は一般の7(a)プログラムとほぼ同じ。
SBA Express	小口の融資について金融機関の手許書類だけで審査を行う。 融資限度額：15万ドル，保証率：50%
CAP Lines	短期の運転資金に対する信用保証枠。 保証限度額：75万ドル 保証率：10万ドル以下の融資は80%以内 10万ドル超の融資は75%以内
International Trade Loan (ITL)	輸出業者や，輸入品との競合で影響を受けている業者が対象。 保証限度額：運転資金75万ドル，設備資金を合わせると125万ドル
Pollution Control Loan	公害防止のために設備を導入する企業などが対象。 保証限度額：100万ドル
MicroLoan, 7 (m) Loan Program	地域開発公社などSBA が承認する非営利団体を通じて行われる間接融資。非営利団体はSBA の資金援助を受けて技術支援や経営指導も行う。 融資限度額：3万5,000ドル，融資期間：6年以内
Certified Development Companies (CDCs), 504 Loan Program	地域経済開発を目的に設立され，SBA が承認する民間非営利団体(CDCs)を通じ，事業の拡大，近代化のために必要な長期，固定金利の設備資金を供給する。社債に対する信用保証の形をとることが多い。社債の保証限度額は100万ドル。CDC は米国内に約270ある。
Small Business Investment Companies (SBICs)	SBA が認可する民間のベンチャー・キャピタル(SBICs)を通じ，成長期の企業に対して出資や社債の引受け，長期融資を行う。SBIC は米国内に約300ある。
Specialized Small Business Investment Companies (SSBICs), 301 (d) SBICs	マイノリティーなど社会的，経済的に不利な立場にある者が所有する成長期の企業に対し，SBIC を通じて出資や社債の引受け，長期融資を行う。

(資料) U. S. Small Business Administration (SBA) ホームページ。

公的金融システムの国際比較分析 (Ⅱ)

スでは総債務は1.921兆ドルであるが、統計上の処理の相違があるためといわれる)。SBA ローンを利用するには、かつて民間金融機関から融資を受けられなかったことを証明する書類 *credit denial* が2通必要とされていた。このような手続きとすることで、民間金融機関との競合を避けることが可能となるとされていたが、実効性に問題があったといわれ、1980年代に廃止された(定光他 [2003] p. 120)。

2) 1990年頃の状況

アメリカの中小企業公的金融の推移をみるために、1990年代初めの状況をチェックしておこう(通商産業省中小企業庁欧米中小企業金融調査団報告書, 1990年6月。村本 [1994] 第16章参照)。

SBA の1990年度一般事業融資予算(特に目的にこだわらない)は32億ドルで(保証額ベースでは40億ドル, 融資限度75万ドル, 金利はプライム+2.75%が上限, 期間10年[不動産取得のときは25年以内], 保証率の上限90%), 財源は一般会計である。借入企業からの返済が2回延滞すると, SBA による代位弁済が行なわれ, SBA が銀行から保証の対象となっている債権を買い取る。88年の実績は, 14,988件・24億ドルである。SBA 保証の部分の債権は流動化でき, 転売可能であり, このとき発行される債券は100%政府保証付きの債券である。

SBA のもう一つのプログラムは, 第3セクターで, SBA の認可法人である CDC (Certified Development Corporation) 向けの地域開発融資(503, 504プログラム, 3.5万ドル融資につき1名の雇用創出必要, 期間10ないし20年)予算は4.5億ドル(保証額ベースでは10億ドル)である。このプログラムでは実際の融資は CDC が行ない, CDC は債券を発行する。このうち, FFB (Federal Financing Bank) が引受けるのものを「503条債」といい, 市中消化方式によるものを「504条債」といい, 504条債の保証を SBA が行なう。地域開発融資プログラムでは, CDC 起債によって40%を調達できるが,

公的金融システムの国際比較分析 (II)

表7 SBA プログラムの実績

1983年	19,192件
84	21,292
85	19,297
86	16,766
87	17,109
88	17,139

(資料) SBA, *Annual Report*, 1988.

民間資金 50%、自己資金 10% を調達することが必要である。対象は機械設備・不動産等の固定資産取得に限定されている（固定金利、担保は取得した固定資産）。84～88年実績、7,030件・1.566億ドルで、貸倒れも少ない。

政府のスタンスとしては、中小企業向け政策金融の必要性についての認識は十分あるが、財政的観点から金融的支援は限定的なものに留まっている。日本におけるような郵便貯金を原資とする公的金融仲介を基盤とする財政投融资制度がなく、金融的支援はもっぱら一般会計に依存するからである。

中小企業向け長期融資の 30～40% が SBA プログラムの関与したものであるという調査結果もあり、民間金融機関の積極的でない長期融資分野で重要な役割を果たしている。とくに、start-up 時に有効で、中小企業の成長やニーズに適合しているといわれるが、規制・介入の複雑性からの低評価もある。

このほかに州レベルの政策金融制度が多様に存在し、州レベルの政策金融には、直接融資プログラムや SBDC (small business development company 中小企業育成会社) や LDC (地方育成会社) などがある。たとえば、ニューヨーク州の政策金融には、商務省経済開発局の下に UDC (Urban Development Corporation)、BDC (Business Development Corporation) 等の機関があり、各種の政策金融プログラムを実施しているほか、職業開発局・科学技術財団からも融資・投資が行なわれている。UDC の融資プログラムの中の、

Small and Medium-Sized Business Assistance Program という製造中小企業企業向け融資では、最低10%の自己資金があれば、全投資額の50%まで7.5~75万ドルを貸し付けるものがある。その際、企業の州外流出防止・雇用創出効果が大きき場合には無利子融資もある。このほか、特定地域（高失業率、疲弊地域）の企業振興プログラム、経営コンサルタント料等への助成、州が指定した Economic Development Zone 内の企業に対する低利融資・公共料金割引・税制優遇等を行なうプログラムもある。

BDC は、自己資金のほか銀行や州の年金基金等からの借入を原資とし、民間金融機関から融資を受けられない中小企業向けの融資を、民間金利に連動したレートで行なっている（固定型=財務省証券金利+3.5%、変動型=プライムレート+2%）。職業開発局 (Job Development Authority) でも、雇用創出を目的にした、直接融資、証券発行に対する保証、債務保証のプログラムを実施している一方、科学技術財団 (New York Science and Technology Foundation) はベンチャー・キャピタル・プログラムを行ない、ハイテクのスタートアップ企業を中心に5~25万ドルの範囲内で投資と融資を行なっている。

以上が、1990年当時の調査の概要であるが、SBAを除き、各々の事項のその後の変化についてはなく、直近の状況のみ以下で記述する。

3) 今回調査（2002年8月）の状況

アメリカの中小企業は、「自立的に所有および経営され、かつ当該事業分野において支配的でないもの」という定義である（中小企業法）が、詳細は中小企業庁長官が定め、2002年7月1日に新基準が設定され、NAICS（アメリカ産業分類システム）の6桁分類番号毎に従業員数または売上高を基準に定義されている（製造業・卸売業は従業員数基準、建設業・小売業は売上高基準、鉱業は従業員・売上高両基準である）。

7 (a) プログラムの保証承諾件数についての最近の動きは、1995年の

5.56 万件をピークとして 2001 年の 4.30 万件とやや縮小傾向であるが、横這いである。保証承諾額は、ほぼ 100 億ドル前後である（2000 年に 97 億ドル。7 (a) 以外も加えると、同じ年に年間で 132 億ドル。2001 年は 110 億ドルと 175 億ドル）。先に見たように、2002 年 7 月 31 日の残高は 360 億ドルで、うち 7 (a) プログラムは 250 億ドルである (FRB [2002] p. 61)。保証割合は 15 万ドル以下で 85% 以内、15 万ドル超は 75% 以内で、保証限度額 100 万ドル、保証期間は運転資金 7 年以内、設備資金 25 年以内、保証料は 2% (15 万ドル以下)・3% (15~70 万ドル)・3.5 (70 万ドル超)、手数料は 0.5%、貸出金利は SBA の決める上限以内（たとえば、固定金利で 5 万ドル以上、7 年以上の場合にプライムレート+2.75%）である。

政府からの補助は、2001 年に 7 (a) プログラムで 1.288 億ドルで、保証承諾額の（予算ベースで 110 億ドル）の 1.17% の補助率である（2000 年度は 1.16%。2001 年に SBA への政府からの補助金は、他に 2.15 億ドルで、合計 3.44 億ドル。表 8）。

SBA の保証プログラムの運営は民間金融機関に権限が委譲されており、7 (a) プログラムでは、preferred lender（優先金融機関。SBA ローンの実績が豊富で、SBA から保証の可否を決定する前端的な権限を委譲されており、大手・中堅銀行、大手ファイナンスカンパニーなど約 400 機関が指定されている）と certified lender（認定金融機関。豊富な実績があるが、権限委譲が限定的で、SBA が 3 日以内に保証の諾否を決定し、中小銀行約 1,000 機関が指定されている）、standard lender（審査権限なし）がある。部分保証の実際は、貸出先企業が倒産した場合に民間金融機関が責任を持って回収を行ない、最終的に残った債務額に対して一定割合を補填するというものである。これにより、民間金融機関の審査能力向上にインセンティブを与えると同時に、回収責任を全することにもインセンティブを与える効果を持つといわれる。7 (a) プログラムの利用は、ファイナンスカンパニーに多く、2000 年 9 月時点で融資額上位はファイナンスカンパニーである（CIT グループ、ヘラーファ

公的金融システムの国際比較分析（Ⅱ）

表 8 政府からの補助

(1) 7(a)プログラム (100万ドル)				
	2000年 (実績)		2001年 (予測)	
新規政府補助	107.39		114.960	
期首繰越残高	5.6		12.924	
当期回収	2.7		1.169	
期末繰越残高	-12.924		0	
他勘定受入れ	9.5		0	
保証基金失効分	0		-0.253	
合計	112.283		128.800	
保証承諾額	9,679.560		11,008.547	
補助率	1.16%		1.17%	
(2) 他のプログラムの額 (100万ドル) と補助率				
	2000年 (実績)		2001年 (予測)	
マイクロローン (直貸)	27.2	8.54%	23.2	8.95%
同 (保証)	1.2	8.32	2.0	7.95
504 CDC 保証	1,809.6	0.00	3,750.0	0.00
New Market Venture Capital			152.0	14.44
SBIC (出資)	1,260.6	1.80	2,104.6	1.31
同 (投資)	385.0	0.00	500.0	0.00
災害融資	783.4	22.2	826.8	17.46
(参考) 保証総額	13,153.5		17,539.6	

(出所) SBA ホームページ。

イナランシャル。97年には上位5社中4社がファイナンスカンパニーで、The Money Store (98年に First Union Corporation に合併) がトップであった)。

4) Secondary Market Program

SBA の保証付きローンに関しては、SBA が Secondary Market Program を整備し、証券化市場が成立している (1984年に創設され、85~99年の累計は230億ドル)。証券化には、個別債権の証券化 (直接売却方式) と、プール

方式があり、2001年には96.7%がプール方式である。証券を組成するには、同じ条件のローンにある程度のロットに集める必要があり、SBA保証付きローンの規模は比較的小額なので、プール方式が採られることが多い。このプール方式により、証券化が標準化され、民間金融機関のローン債権の転売が容易になる。このプール方式については、SBAが投資家に対してタイムリーペイメント保証を提供し、投資家に対する流動性補完を行なっている（中小企業からの支払遅延によって投資家に支払ができない場合にSBAが期日通りに支払う）。このほか、個別方式・プール方式ともに、60日以上支払遅延債権あるいは2回連続で支払遅延の債権はデフォルト債権となり、オリジネーターまたはSBAが買い戻すという信用補完措置も講じられている。

証券化によって、金融機関は融資の信用リスクを投資家に移転し、貸付債権をオフバランス化し、早期に貸出債権を回収・リファイナンス（再資金調達）でき、新たな融資を可能にする効果を持つ。プールした7(a)ローンを担保にした証券をSBAが保証することで、その格付けが高まり、流通市場が拡大する。表4にみるように、SBAが保証した部分の約50%が証券化されている一方（保証部分であっても、クレジットライン（当座貸越）による貸出、リボルビングローン、全額実行されていないローン、支払期限の守られていないローンはプログラムの対象外である）、非保証部分の証券化はSBAのプログラムの対象外で、その証券化率も数%にすぎない。また、SBA保証付きではない通常の中小企業向けローンの証券化は僅かであるが、クレジット・スコアリングにより、証券化の際して中小企業向けローンのポートフォリオが組成しやすくなったといわれる。1999年には19億ドルと、SBA保証付ローンの証券化の60%に達したが、2000年以降は急速に減少した。これは、この非SBA保証付ローン証券化を行なった金融機関の数が少ないことと、その少ない証券化を行なった金融機関はファイナンスカンパニーであるが、他の金融機関に合併されたことなどの理由で証券化

公的金融システムの国際比較分析 (II)

を行なわなかったことによるものと考えられる。

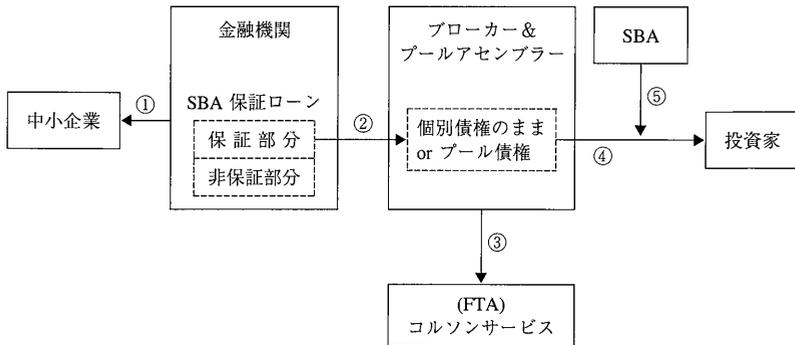
証券化の利用について、資金余力のある大手金融機関にとって流動化のインセンティブはなく、反面資金余力に乏しい小規模金融機関やファイナ

表9 SBA 7(a) プログラムの保証・証券化 (億ドル)

	SBA ローン (a)	保証部分：保証割合		証券化：証券化率		非保証部分 (a)-(b)	証券化	(*)
		(b)	(b)/(a)	(c)	(c)/(b)			
1994	81.77	59.93	73.2%	23.00	38.4%	21.84	1.57	0.45
95	82.57	59.95	72.6	19.00	31.7	22.62	1.42	0.99
96	76.95	57.36	74.5	24.09	42.0	19.59	2.58	3.84
97	94.62	60.07	63.5	27.03	45.0	34.55	2.90	4.28
98	90.16	61.81	68.6	27.92	45.2	28.35	2.82	9.38
99	101.46	67.33	66.4	32.29	48.0	34.13	4.44	18.68
2000	105.23	68.90	65.1	32.39	47.0	36.33	2.99	1.49
01	98.94	68.39	69.1	32.44	47.4	30.55	2.51	0.82

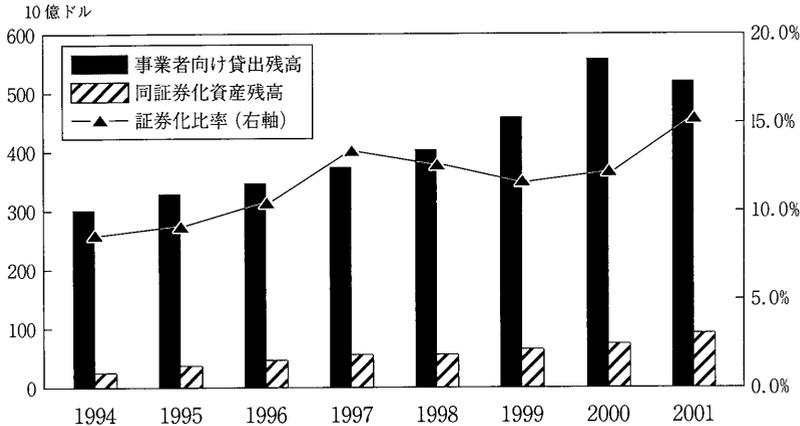
(注) (*) は、SBA 保証付きではない、通常の中小企業向けローンの証券化の額
(出所) FRB [2002] p. 60

図3 SBA の証券化スキーム



出所：国民生活金融公庫 調査季報 第54号を参考に作成

図4 ファイナンスカンパニーの証券化率など



注意：証券化比率＝証券化資産残高／貸出残高

出所：Federal Reserve Board

ンスカンパニーでは証券化のインセンティブが強く、ローンを売却した資金で再度融資を行なう。ファイナンスカンパニーの証券化率は、10%以上になるといわれる（図4）。

5) 州レベルでの公的金融

州レベルの公的金融は、各州にプログラムがあり、今回調査でもヴァージニア州の Virginia Small Business Financing Corporation の訪問で確認した。この公社は、ローン保証、直接融資を提供しているが、他にいくつかの financing authority や NPO が存在している。公的金融としての規模はそれほど大きなものではなく、1995年のアメリカ中小企業白書によれば、メリーランド州の中小企業開発金融局 (MSBDF) の事業では、投融資・保証で6年間に8.95億ドルの実績があるという（薮下・武士保 [2002] p. 252）。

5. 結びに代えて

金融のグローバル化の進行する中で、市場型金融システムが指図され、EU においても公的金融に関して変革が進行している。その方向は、民間と競合する分野あるいは民間金融に委ねることが可能な分野については民間金融システムに移管し、公的金融機関はその限りで民営化するものである。この変革の方向は、EU レベルでの公正競争法の制約・規制も大きいと考えられる。

その過程で、公的金融システムに残される分野は、限定的なものとなり、市場の失敗ないし情報の非対称性が大きい分野を中心に対象とされることになってきた。その場合にも、公的金融機関は民間金融との競合を起こすことを回避し、直接融資方式ではなく、民間金融機関経由の融資、民間金融機関との協調融資、民間金融機関の融資の信用保証といった方式とし、民間金融機関自体のリスク管理を主体とするスキームが採用されている点が特徴的である。これらのスキームは、EU レベルでの規制と矛盾しないように設計されていると理解されよう。

このような EU の公的金融システムの変革は、我が国にとっても影響を持つものといえるが、他方、金融システムがすぐれて経路依存性の上に成り立っていることを考えれば、彼我の方向性がそのまま我が国に適用されることにはならないことにも留意しておくことが必要であろう。

アメリカの公的金融は、基本的には市場メカニズムの補完というシステムであり、信用保証以外は少ない。さらに、公的保証のローン債権を証券化するスキームによって、民間金融システムを補完している。このような証券化という手法によって整備していく点は今後の我が国の公的金融システムのあり方にも参考になる。しかし、中小企業貸出債権の証券化はアメリカでも僅かであり、ドイツでもパイオニア的にすぎない点にも留意する必要があるであろう。

公的金融システムの国際比較分析 (Ⅱ)

表 10 諸外国の政策金融の概要

(1) アメリカ・フランス・ドイツの政策金融

	米	仏	独
政策実施機関	SBA (中小企業庁)	CEPME, SOFARIS (政策金融機関)	KfW, DtA (政策金融機関)
直接貸付	(P) 州レベルでは、直接貸付を実施。	65.5 億ユーロ (CEPME)(新規貸出:12 億 52 百万ユーロ) 融資は、民間金融機関から申請を受けた時点に限り、民間と同一の条件(金利、機関等)で実行。協調融資のみ実施。	(P) 州出資の投資銀行が存在。中小企業向け融資
代理貸付	—	—	1698 億ユーロ (KfW) 1218 億ユーロ*** 信用リスクは基本的に仲介銀行が負担。 (新規貸出:66 億 29 百万ユーロ) (DtA) 480 億ユーロ (新規貸出:36 億 85 百万ユーロ) 仲介銀行のリスク負担割合は様々(0~100%)。
信用保証	360 億ドル* (7(a) プログラム新規貸出:97 億ドル) (保証割合は \$150,000 以下のローンについては最大 85% まで、\$150,000 超は最大 75% まで)	51 億ユーロ** (SOFARIS) (保証額は貸付額の 50%、創業段階の企業の場合は 70%)	96.85 億マルク 州レベルでは、信用保証銀行が保証を実施(中央政府は同銀行の保証債務を再保証)。保証割合は、設備資金 20%、運転資金 40~50%)
備考	・州レベルでは、直接融資プログラム、私募債発行支援プログラム等独自のプログラムを用意。 ・融資は、災害支援(政府による直接貸出)や小口融資(NPOを通じた間接融資)等の限定的な分野で行われている。	・外部資金調達よりも内部資金に多くを依存。 ・保証と融資とを一元的に運用。保証又は融資は、申込みをした金融機関が選択。 ・支店は全国 40 カ所。	・中小企業の自己資本比率は、低い。各地域銀行と密接なつながりを持ち、資金調達は銀行に求めている企業が多数。 ・小規模企業を主支援対象とする DtA は、自己資本プログラムを提供。 ・中央政府は同銀行の保証債務を再保証

(注) * 2002 年 7 月データ ** 2000 年末データ

*** 中小企業、住宅、公共施設、環境保護、ドイツ国内プロジェクト・ファイナンス等を対象にしたローン総額

(出所) 中小企業庁「中小企業金融の新たな手法に関する研究会」資料 [2003]。

公的金融システムの国際比較分析 (II)

(2) EU 諸国の中小企業政策支援 (製造業。1997-99 年。EU 委員会 COM (2001) 403, p. 50)

%

	TYPE OF AID						TOTAL
	Group A		Group B	Group C		Group D	
	Grants	Tax exemptions	Equity participation	soft loans	Tax deferrals	Guarantees	
Austria	77	0	0	18	0	5	100
Beigium	72	17	5	4	1	1	100
Denmark	56	35	0	7	0	2	100
Germany	60	11	0	21	1	5	100
Greece	97	1	0	2	0	0	100
Spain	91	0	2	7	0	0	100
Finland	88	2	1	8	0	0	100
France	30	47	13	8	0	2	100
Ireland	30	58	8	0	0	5	100
Italy	64	33	1	3	0	0	100
Luxembourg	94	4	0	2	0	0	100
Netherlands	64	20	0	5	8	2	100
Portugal	85	4	2	9	0	0	100
Sweden	70	16	2	12	0	0	100
United Kingdom	97	1	0	1	1	0	100
EU 15	61	22	3	11	1	3	100

[参 考 文 献]

Allen, F. and Gale, D., *Comparing Financial Systems*, MIT Press, 2000.

——— and Santomero, A., “What Do Financial Intermediaries Do?”, Wharton School, Financial Institution Center, University of Pennsylvania, Working Paper 99-30-b. (*Journal of Banking and Finance*, Vol. 25 No. 2, Feb. 2001, pp. 271-294.)

Beck, T., Demirgüç-Kunt, A. and Levine, R., “Law, Politics, and Finance,” Work-

- ing Papers 2585, World Bank, Feb. 2001.
- , ——— and ———, “Law and Finance: Why Legal Origin Matter?” Working Papers 2904, World Bank, Oct. 2002.
- Commission of the European Communities, *Ninth Survey on State Aids in the European Union*, COM (2001) 403 final, July. 2001.
- Demirgüç-Kunt, A. and Levine, R., “Bank-based and Market-based Financial Systems: Cross-Country Comparisons,” Working Papers 2143, World Bank, July 1999.
- and ——— (eds.), *Financial Structure and Economic Growth -A Cross-Country Comparison of Banks, Markets, and Development*, MIT Press, 2001.
- Federal Reserve Board, *Report to the Congress on the Availability of Credit to Small Businesses*, Sep. 2002.
- Schmidt, R., Hackethal, A. and Tyrell, M., “Disintermediation and the Role of Banks in Europe: An International Comparison,” *Journal of Financial Intermediation*, Vol. 8, 1999. (Working Paper Series: Finance and Accounting No. 10, Johann Wolfgang Goethe-Universität, Jan. 1998.)
- , “Differences between Financial Systems in European Countries: Consequences for EMU,” Working Paper Series: Finance and Accounting No. 35, Johann Wolfgang Goethe-Universität, Apr.1999.
- 馬場直彦・久田高正「わが国金融システムの将来像—変革の圧力と金融当局の役割—」日本銀行金融研究所, Discussion Paper No. 2001-J-22, 2000年7月。
- 国民金融公庫総合研究所編『ポストビッグバンの中小企業金融』中小企業リサーチセンター, 1999年9月。
- 村本 孜『制度改革とリテール金融』有斐閣, 1994年。
- 「金融システムの国際比較 —市場統合・通貨統合をもたらすもの—」『成城大学経済研究所研究報告』No. 24, 2000年3月。
- 大山陽久・成毛建介「フランスにおける中小企業向け公的金融制度の特徴」日本銀行海外事務所ワーキングペーパーシリーズ2001-1, 2002年7月。
- ・ —— 「近年におけるフランスの公的金融機関の民営化について」日本銀行海外事務所ワーキングペーパーシリーズ2002-2, 2002年9月。
- 定光裕樹・坪内浩・鶴谷学・廣島鉄也「先進4カ国における政策金融について」内閣府経済社会総合研究所『ESRI 調査研究レポート No. 1』2003年2月。
- 内田真人・大谷聡・川本卓司「情報技術革新と銀行業」日本銀行金融研究所, Discussion Paper No. 2000-J-16, 2000年6月。
- 藪下史郎・武士俣友生『中小企業金融入門』東洋経済新報社, 2002年9月。

公的金融システムの国際比較分析（Ⅱ）

- *）本稿は、2002年8月～9月に実施した海外調査に基いており、ヒアリングと訪問先資料によるものであるが、その他に各機関のホームページを参考にしている。なお、教員特別研究助成の成果の一部である。